

令和元年 11 月 28 日

WHOにおける新型インフルエンザのパンデミックフェーズ改定に伴う 新型インフルエンザ等対策政府行動計画等の変更について（案）

厚生科学審議会感染症部会

1. WHOにおける新型インフルエンザのパンデミックフェーズの改定の経緯と内容

- 平成 21 年 4 月に発行された WHO ガイダンス (Pandemic influenza preparedness and response) において、新型インフルエンザのパンデミックフェーズがはじめて示された。
- 平成 25 年 6 月に発行された WHO 暫定ガイダンス (Pandemic Influenza Risk Management WHO Interim Guidance) において、新たなパンデミックフェーズが示された。平成 29 年 5 月に上記の最終版として WHO ガイダンス (Pandemic Influenza Risk Management) が発行され、パンデミックフェーズが改定された。
- 改定後のパンデミックフェーズ（平成 29 年度版）は、新型インフルエンザウイルスの世界における平均的な流行状況を各国が理解するために使用することを目的としている。

2. 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定について

- 国は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）第 6 条に基づき作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）に、参考として、本政府行動計画の発生段階と WHO パンデミックフェーズ（平成 21 年度版）との対比表等を記載している。
- さらに、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて、フェーズについて記載している。
- 改定後のパンデミックフェーズ（平成 29 年度版）への対応については、各国毎に流行状況を踏まえて検討することとされているため、必ずしも WHO における新型インフルエンザのパンデミックフェーズを記載する必要はないと考える。

3. 改定案

WHOにおける新型インフルエンザのパンデミックフェーズに関して、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインから削除する。

上記を実施するにあたっての留意事項は、以下のとおり。

- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインの変更については、次回の新型インフルエンザ等有識者会議において了承後に改定作業を行う。